

# 事務局だより

2022(令和4)年度 第3号 2022年3月1日発行

発 務 行 ▶ 公益社団法人新潟県社会福祉士会  
 局 ▶ 〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2  
 新潟ユニゾンプラザ3F

T E L ▶ 025-281-5502  
 F A X ▶ 025-251-5504  
 メール ▶ njacsw@poplar.ocn.ne.jp  
 ホームページ ▶ <https://csw-niigata.com/>  
 Facebook ▶ <https://www.facebook.com/cswniigata/>

## Contents

6月18日(土)会員定時総会・全体研修会 報告	2
ソーシャルワーカーデーにいがた2022 実施報告	4
～新潟地区における試行的取り組み～ 後見人等の交代(リレー)スキームについて	7
ばあとなあ名簿登録者のみなさまへ～8月度の定期活動報告の時期になりました	8
2023年度役員改選にともなう選挙管理委員を募集します	8
【定着支援センターより】刑務所での面接の現状や課題	9
各部門からのお知らせ	10
会員のみなさまへ(事務局からのご連絡事項等)	11
会のスケジュール	12

○入会状況 (2022年7月1日現在)

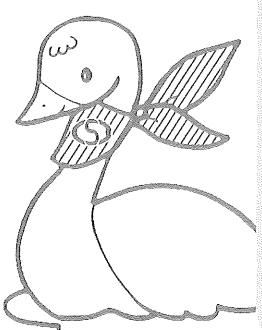
正会員数：1,298人

### ◇日本社会福祉士会のe-ラーニング講座

e-ラーニングは、研修を受けたい会員が自身の都合に合わせて研修を受講(聴講)することができるもので、現在、約30のコンテンツ(講座)が配信されています。

このe-ラーニングについては、運営経費の一部を負担している都道府県社会福祉士会の正会員は多くのコンテンツを無料で受講できることとなっています。新潟県社会福祉士会の正会員の方は、多くを無料で視聴できますので、ぜひ、みなさまの学びにご活用ください。

<https://jacsw.informationstar.jp/>



# 6月18日（土）会員定時総会・全体研修会 報告

令和4年6月18日（土）に開催した定時総会においては、会員の皆様より書面評決、委任状提出での議決に御協力いただき誠にありがとうございました。

お陰をもちまして、947名の参加（書面評決書提出906名、委任状提出25名、本人出席16名）により総会が成立し、賛成多数によりすべての議案が可決いたしました。

■議決権を有する会員総数：1,288名／2022年6月1日時点（過半数は644名）

■議決権を有する出席会員数：947名（書面評決書提出906名、委任状提出25名、本人出席16名）

## ■準備手続き

- ・定足数確認：上述のとおり、総会成立の定足数である過半数の出席があり、総会成立が確認された。
- ・議長選出：久保田勇介会員（会員番号61612）
- ・議事録署名人選任：國兼明嗣会員（会員番号16032）、廣川真之輔会員（会員番号38590）

## ■議事の経過の要領およびその結果

### 議案第1号「2021年度計算書類等の承認について」

：事務局から議案集の決算資料に基づき説明、また、監事より監査報告。賛成多数で可決。

### 議案第2号「外部監事の選任について」

：法人設立時より外部監事を務めていただいている野島廣一郎氏（税理士）より、病気療養のため退任の意向があり、新たに、燕市・捧会計事務所の捧みちる税理士を外部監事に選任することについて、賛成多数で可決。  
\*「2022年度定時総会資料」P17において「3 退任する理事」となっておりましたが、「3 退任する監事」の誤記です。お詫びし修正いたします。

### 議案第3号「定款の一部改正について」

：会員の懲戒処分に関する事項について日本社会福祉士会との業務委託契約が解除されたことに伴い、定款における会員の懲戒処分に関する条項を中心に改正する旨、資料に基づき説明。賛成多数で可決。  
\*「2022年度定時総会資料」P24において、第23条第5項の改正案で「4か月を越える間隔で」となっておりましたが、「超える」の誤記です。お詫びし修正いたします。

### 議案第4号「倫理委員会規則の一部改正について」

### 議案第5号「懲戒に関する規則の廃止について」

### 議案第6号「懲戒基準規則の全部改正について」

### 議案第7号「苦情対応規則の制定について」

：関連する議案のため一括審議。会員の懲戒処分に関する事項について日本社会福祉士会との業務委託契約が解除されたことに伴い、関連する各規則を整理し、改正、または廃止・制定する旨、資料に基づき説明。賛成多数で可決。

### 議案第8号「会費に関する規則の改正について」

：日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会により、30歳未満の社会福祉士の入会を促進するため、30歳未満の方の入会初年度の会費及び入会金を免除する全国キャンペーンが展開されており、それに対応して規則を改正する旨、資料に基づき説明。賛成多数で可決。  
本規則は、2022年4月1日に遡り適用します。

## ■報告事項

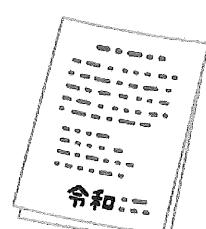
- (1) 2021年度の事業内容について
- (2) 2022年度の事業計画について
- (3) 2022年度の収支予算について

…総会資料P105のとおり、2021年度決算において、公益目的事業に係る収入が費用を上回り黒字となつたため、公益社団法人の財務に関する法律に従い、特定費用準備資金を積み立て計画的に取り崩し、公益目的事業に使用していくこととしています。

特定費用準備資金は、研修費用として令和5年度から、主に会員の基礎研修の受講費の減額に活用していくます。

- (4) 2021年度の会員の入退会について

（全体研修会の報告は次ページをご覧ください）



# 全体研修「いま求められる社会福祉士の役割」実施報告

6月18日の総会後、「いま求められる社会福祉士の役割」と題して、地域共生社会実現に向けたソーシャルワーカー実践力養成研修の参加報告会を実施いたしました。報告者は國兼明嗣理事・小池由佳理事・廣川真之輔理事でした。

地域共生社会実現のために、今できることは何か、研修を通して何を感じ何を伝えたいのか。だれ一人取りこぼすことのない社会、権利をまもり意思を尊重できる社会、その社会の一員である私たち社会福祉士に求められている役割とはなにか。報告者それぞれのフィールドや研究テーマに即して、明日から実践できることは何か、ソーシャルワーカーとして大事にしたいことは何かなど、報告いただきました。

廣川真之輔理事からは、「排除を作らない相談支援体制の構築～“アプローチ”から考える地域共生社会」と題して、ナラティブアプローチを着眼点に、クライエントの人生を紐解き、多様性やエラーを受け入れ、排除を作らない地域づくりを目指し、私たち社会福祉士が、個人の問題に終わらせるのではなく、地域社会の問題として意識していくことが必要であるとの見解を報告いただきました。

小池由佳理事からは、「アドボカシーと意思決定支援～アドボケイトが地域共生社会をつくる」と題し、子ども（児童）福祉の視点から、子どもの意思表明・意思決定・権利擁護について、一人一人の権利が守られている地域共生社会の目指すべき姿について報告いただきました。

「（子どもたちに）自分の思いを持っていい」ということをしっかりと伝えていきたい。さらに、「支援者は、（子どもに）意見表明のみで終わらせていないだろうか、（子どもがせっかく）話をしても、諦めさせるような、失望させるような支援で終えていないだろうか」と問題提起をいただきました。

國兼明嗣理事からは「社会資源の活用と開発～私の興味関心から～」と題し、「罪を犯した人の支援」から福祉の現状と未来を考え報告いただきました。地域定着支援センターでの実践経験を踏まえたうえで、『「困りごとのある一人の住人から」社会資源開発は始まっている』というメッセージに納得感を得た会員も少なくなかつたのではないでしょうか。また社会福祉士一人一人が行動規範や倫理を意識し、実践することが地域共生社会実現の一歩ではないかと発信いただきました。

その中で、私たち社会福祉士は、個人レベルのミクロ支援の実践から、グループや地域住民などとともに地域生活を展開させるメゾの視点、そしてマクロの視点で地域社会、制度や政策へとつなげていく立場にいることを改めて認識しました。意識して、多角的かつ俯瞰的に捉えることが大切であることも咀嚼できたのではないでしょうか。

結びに、私たち社会福祉士は、日々クライエントとともに課題に向き合い、クライエントの望む生活の実現のためにミクロ・メゾ・マクロの視点をもって実践しています。時には自分を肯定的に捉えられないことや肯定的に捉えてもらえない環境や社会があることも否めません。だからこそ、クライエントお一人お一人に対峙することが大切であり、その一人一人には生活している地域や社会があることを理解する必要があります。地域共生社会は多様性やエラーを寛容に受け入れ、本人・支援者・地域住民皆で、意識して取り組んだ先にあるものだと思います。つまり、地域共生社会の実践は、決して難しいことではなく、今、会員の皆さんのが実践している日々の支援そのものなのです。

（報告者：法人研修班担当理事、副会長・丸山径世）

## 愛着障害の理解と支援の基本repeat！実施報告

令和4年6月4日（土）障害者支援班企画の研修会「愛着障害の理解と支援の基本repeat！」を開催しました。前回、2月に開催し、参加者の皆さまから、「愛着障害について、さらに理解を深めたい」「支援方法について続きを聞きたいたい」などの反響と多くの好評をいただき、今回は第2弾として、10時～支援の基本編、13時～支援の実践編の2部構成、オンライン研修（zoomウェビナー）で企画しました。研修講師には、和歌山大学教育学部心理学教室の米澤好史教授を再度お招きし、前回を上回る201名と、たくさんの皆さまから聴講していただきました。

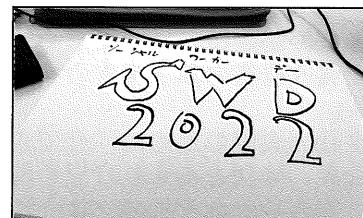
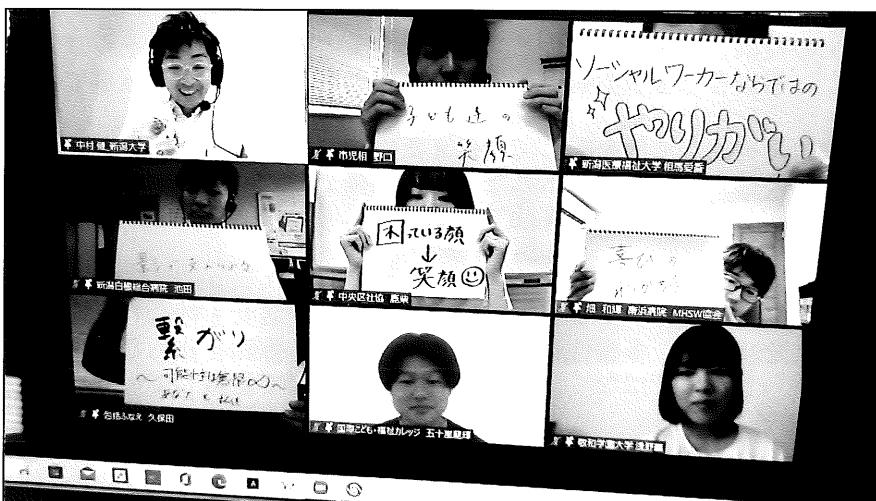
支援の基本編では、愛着形成の基礎を学びました。愛着形成のための3つの基礎機能（安心、安全、探索）が重要で、誰かが、「心のよりどころ」となって支援をしていけば安心して世界と関わるよう成長していくと捉えることができました。その誰かは、親だけでなくてもよく、いつでも、誰にでも形成・修復が可能であるということは印象的でした。

支援の実践編では、愛着障害への具体的対応方法や愛着形成プログラムについて学びました。先手支援で「大人が主導権を握る」こと、キーパーソンを設定し1対1の関わりで感情の共有を図ることなど、対応ポイントの明快な話は大きな学びとなりました。

また、米澤先生には個別の質問にも丁寧に答えていただきました。参加者皆さまにとって明日からの指針となる内容になったのではないかでしょうか。

（報告者：障害者支援班 田鹿 雪乃）

# ソーシャルワーカーデーにいがた2022 実施報告



令和4年7月9日（土）、「ソーシャルワーカーデー（以下、SWD）にいがた2022」のイベントを今年もオンライン（Zoomミーティング）で開催しました。

今年は「学生×ソーシャルワーカー」をテーマに、学生とソーシャルワーカーとに画面に登場していただく対談をメインプログラムとして設定。当日は、新潟県内の各養成校の学生を中心に、121名の方からご参加いただきました。

この前日、日本のみならず世界に大きな衝撃を与えた事件が奈良県で起き、元首相の命が奪われました。イベント翌日の7月10日は参議院選挙投票日であったことを受け、イベント冒頭では、コーディネーターの中村健さん（新潟大学歯学部口腔生命福祉学科准教授）から、一方的な暴力を意思表示の手段とすることは絶対に許されないこと、選挙による投票は私たちが政治に対して意思表示するための重要な手段であること、今ある福祉や社会保障は完璧ではなくそれら制度の間の課題やニーズを受け止めて行政や政治にその声を届けることもソーシャルワーカーの重要な役割であること、今回の事件をただの暗殺事件で終わらせるのではなく暮らしと政治に関心を持つきっかけにしてほしい、という若い世代へのメッセージを伝えていただきました。

その後開始した対談プログラムでは、敬和学園大学、新潟医療福祉大学、新潟県立大学、国際こども・福祉カレッジの4校の学生と、新潟県内の各分野の若手ソーシャルワーカー5名（包括社会福祉士、社協CSW、児童相談所職員、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士）に実際に画面に登場いただきました。

対談は、学生とワーカーそれぞれの手元にフリップ用意。学生からひとつずつ質問を掲げてもらい、それに対して若手ワーカーがその場でフリップに回答を記入しお答えしていく形式としました。学生もワーカーも初めは緊張気味でしたが、コーディネーター・中村さんによりリラックスした雰囲気の中でテンポよく対談が進行しました。

学生さんからは、【この仕事を選んだきっかけは？】【学生時代の経験でいま活かされていることは？】【やりがいは？】【むずかしいなと思うことは？】【自分の心のケア方法は？】【ソーシャルワーカーに必要な力は？】【良いソーシャルワーカーの条件とは？】など、想定できた質問もあれば、鋭くドキッとする質問もありました。それぞれの質問に、5人の若手ワーカーは悩みつつも真摯に誠実に、また熱意をもって回答していました。ワーカーにとって、自分を振り返るきっかけになり、また、学生がどんなことを聞きたいと思っているのか、実習指導や新人教育などへの参考となりました。学生にとっても、これから目指したいソーシャルワーカーへのイメージができたのではないかと思います。

後半のプログラムは、ブレイクアウトセッション機能を活用したグループワークでした。より多くの現任ワーカーに協力いただき、分野別の12のルームを設定。20分間のセッションを3回実施し、イベントに参加した学生とワーカーみんなで交流しました。前半の対談が大きな刺激になったようで、後半のグループワークでも学生からたくさんの質問がワーカーに寄せられました。途中、参加ワーカーたちからは「時間短い！」「伝えたいことが多くて話し過ぎてしまう！」などのチャットも。

イベント終了後のアンケートでは、「楽しかった」「グループワークの時間がもっとほしかった」などの声を多くいただきました。ワーカーにとっても学生にとっても、刺激や実りの多い有意義なイベントになったのではないかと思います。

ご参加いただきましたみなさま、ご協力いただいた日本ソーシャルワーク教育学校連盟新潟県支部のみなさま、ありがとうございました！

「SWDにいがた」のイベント開催も今年で9回目、来年度は10回目を迎えます。2023年7月のイベントとあわせて、ソーシャルワーカーの姿をより多くの方にお伝えできるような企画を検討していきます。

現役ソーシャルワーカーのみなさまには、次代を担う福祉人材育成、地域の福祉教育の推進という観点から、一緒にソーシャルワーカーデーを盛り上げていただたく、改めてお願ひ申し上げます。

# 2022年度第1回全国生涯研修委員会議が開催されました

去る令和4年5月15日（日）、公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター主催の標記会議がZoomミーティングによって開催されました。

全国から約90名（90アカウント？）の参加がありました。新潟県からは日本社会福祉士会生涯研修委員として高野八千代さん、新潟県社会福祉士会生涯研修センター運営委員として古田島直子さん、中川雪人さん、稻田の計4名が参加でした。

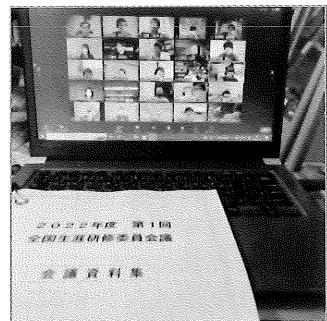
各都道府県士会の基礎研修の開催状況の調査報告と併せて、群馬県、三重県、長崎県、沖縄県士会から、オンライン研修の開催状況や開催に当たっての工夫など事例発表をいただきました。

参加者によるグループワークも行われ、全体ではコロナ禍でも研修の歩みを止めない事、オンライン研修も使用ツールなどで多様化してきている等話し合われました。

新潟県生涯研修センターでは、受講生の皆さんと一緒に学びをサポートしていきます。

なお、第2回全国生涯研修委員会議が9月24日、25日両日に開催される予定です。

（生涯研修センター担当理事 稲田泰紀）



## ぱあとなあ新潟 各地区研修報告

### ■上越地区

令和4年6月11日（土）10時～11時50分、だいにちスローライフビレッジ2階会議室にて第1回上越地区研修会を実施。会員14名参加。

参加者からの近況報告では、会員の皆さんのが被後見人等との面会を大切にされており、その努力や工夫等を参加者で共有することができ、改めて社会福祉士の専門性である身上監護を重視した後見活動に取り組む意識の高さに刺激を受けました。情報交換の時間では定期活動報告の中で課題や心配なこと等を取り上げ、活発な情報交換が行われました。被後見人等の意思決定支援のあり方や死後事務を行わなければならない場合の留意点、代理権の追加が必要な場合には類型変更の要否を検討する視点を持つこと等々、体験談を聞かせていただきました。会員同士が顔を合わせて、お互いの実践から学び合う貴重な時間となり、今回多くの学びを得て、明日からの活動への充電ができました。会員の皆さんにおかれましては、忙しい中、参加してくださり、ありがとうございました。

（報告者：ぱあとなあ上越地区運営委員 荒井琴美・佐藤昭雄）

### ■下越地区

令和4年6月11日（土）10時～12時、新発田市ボランティアセンター和室にて第1回下越地区研修会を実施。会員15名参加。

#### 1. 開会（自己紹介）

他地区からの参加者もあり、今年度最初の研修のため、全員が自己紹介をおこなった。

#### 2. 連絡事項

- ・5月29日に行われた「ぱあとなあ新潟全体会」の内容について報告

①受任までの流れについて

②家裁への報告書式の統一について

#### 3. 後見等活動報告・情報交換

- ・各会員から活動状況の報告や、所属先業務での後見活動についてのケース相談

#### ・情報交換

①阿賀野市は後見申立件数が少ない。ぱあとなあ新潟の活動を知ってもらい、後見の認知度を上げていくためにはどのようにしたら良いか。

②下越地域においても、身寄りなし問題に対応できる団体があればよい。

③活動にあたって、自宅の住所や連絡先等を関係機関等に伝えることでのトラブルはないか。

④財産収支が赤字の方の受任について。

⑤確定申告はどのように行っているか。

⑥登記事項証明書は定期的に請求しているか、必要な都度請求しているか。

（報告者：ぱあとなあ下越地区運営委員 竹前亮太郎・齋藤哲英・鈴木優子）

## ■新潟地区

令和4年7月16日（土）9時30分～12時、集合研修＋オンライン研修（ZOOM）併用のハイブリット型にて第1回新潟地区研修会を実施。会員18名参加。

### 1 参加者自己紹介

会場、オンライン、それぞれ一人ずつ自己紹介。

### 2 トピック

#### ①新潟地区における、後見人の交代（リレー）スキームについて説明（長谷川運営委員）

昨年度1年かけて議論を重ね、本部委員、家裁にも確認が済んでいる。現在、施行開始に向けて、最終確認の段階。事務局から8月に発行される予定の「ぱあとなあ通信」に最終決定した内容と申込書を掲載予定。  
その後運用開始する（8月～）。

#### ②8月の定期報告について、注意点を運営委員より説明（長谷川運営委員）

- ・報告書は最新の用紙を使用すること（表紙：2021年改訂版、個別報告：2019年改訂版）
- ・「個別報告1～3」の「今後の後見活動」について文章で記載する部分には、できるだけ具体的な今後の方針等を記載すること。

#### ③受任件数について

今年度4月から現在まで、ぱあとなあへの依頼件数は44件。うち、受任19件、未受任18件 調整中7件

### 3 研修 「受任から1年くらいまでの間にすること」 講師 竹田運営委員

### 4 参加者間のディスカッション

日頃の疑問点、研修で取り上げてほしいこと等

### <主な質疑応答の内容>

Q 書類の整理について皆さんどうしているか？保管期間は？

- A ・書類がどんどん溜まっていくので、段ボールに詰めて貸し倉庫に保管している。  
・電子化して、何でもスキャンしてPCの中に入れ、いつでも見れるようにしている。

Q 後見活動の交通費の考え方？何か基準となるものはあるか？

- A ・根拠はないが、自分で訪問1回につき往復￥300と決めている。  
・新潟市の交通費の基準に準じている。所属している法人も同じ基準である。  
・弁護士事務所の基準に合せている。  
・その月のガソリン代から計算式により算出している。  
・ぱあとなあとしての基準があったほうが良い。  
・以前、家裁から算出基準の根拠を聞かれたことがある。はっきり示せるぱあとなあの基準があるなら、堂々と答えられた。  
⇒ぱあとなあとしての基準を出すならば、社会福祉士会の基準に準ずることが良いのではないか。

Q 入所施設の契約書に、連帯保証人の署名が必要で、施設から署名を求められたがするべきか？

- A ・代理人と保証人では全く異なる。  
後見人は、法定代理人であり保証人にはなり得ない。代理人は本人と同じ立場である。  
・もし、利用者が施設利用料等払えず滞った場合、施設が負担することになっている。

Q 被後見人がグループホーム退去する際、家裁への申し立て、事前の許可是必要か？

- A ・居住用不動産の中にグループホームも含まれる。念のため、申し立てや許可までは不要だが家裁には、念のため一報入れたほうが良い。

Q 申請手続き等必要になる登記事項証明書は常に新しい物が必要か？

- A ・主な有効期限 … 金融関係：3ヶ月、年金関係：6ヶ月、新潟市：期限問わないことが多い。

Q 新規受任したケースで、早急に動く必要がある場合、登記事項証明書取得前に金銭の出し入れを行うべきか？

- A ・ケースバイケースではあるが、後見人の申し立てをする前の支援者に対処してもらうのはどうか？

### <今後の研修内容の希望や意見>

- ・書類の整理、保管について
  - ・意思決定支援について
  - ・死後事務
  - ・事例検討
- \* 土曜の昼だけでなく、金曜の夜の開催も検討してほしい

### <研修でとりあげてほしいこと>

- ・書類の保管、整理について
  - ・意思決定支援
  - ・死後事務
  - ・事例検討
- \* 金曜の夜の開催も入れてほしいという希望あり。

（報告者：ぱあとなあ新潟地区運営委員 切替敦子）

## ■ 中越地区

令和4年6月25日（土）13時～17時、オンライン（Zoomミーティング）にて第1回中越地区研修会を実施。名簿登録者28名、未登録会員1名が参加。

二部構成とし、第一部は受任者向け研修として参加者自己紹介の後、2名の会員から事例提供を受けました。1名からは、初めての死後事務を担当し、相続財産管理人を選任したケースについて、相続人不存在の場合に成年後見人が担う死後事務の範囲や相続財産管理人を選任する費用は誰が負担し、選任行為により収支が赤字となってしまう場合の考え方について意見が交わされました。もう1名からは未成年後見として受任しその後成年後見（保佐類型）となったケースのその後の経過について報告があり、金銭管理を含めた支援の在り方に關し、預貯金に未だ余裕があるものの被保佐人の浪費が著しいため、将来を見据え財産の内訳を本人に開示し自覚を促すことの是非について意見が交わされました。その後、事務連絡として運営委員から、新潟家裁が定期活動報告の様式を統一したこと、及び報告書提出時の留意点について連絡、説明がありました。

第二部は受任未経験者向けとして、参加者自己紹介の後、運営委員から、活動開始時の流れとして名簿登録後から受任の立候補及びその後の家裁審判から審判確定及び活動開始までの説明があり、活動時の留意点について意見が交わされ、皆で共有しました。その後事務連絡として「ゼロイチアクション」を中越地区でも開始したこと、活動時判断に迷った際、または不明点の照会は遠慮無く直接または本部を経由して運営委員に問い合わせてほしい旨が伝えられました。

参加者からは「ゼロイチアクション」の開始を広く周知すべしとの意見や、後見活動に際し判断に迷う場合には制度や法律の理解が有効であること、家裁を含め社会資源との関係構築が有用であるといった意見が挙がりました。

（報告者：ぱあとなあ中越地区運営委員 多田克美・黒坂昭仁・高居レイ子・平澤武・阿部康道）

## ■ 佐渡地区

令和4年7月16日（土）新穂公民館にて、2022年度第1回佐渡地区研修会を実施し、名簿登録者11名から参加頂いた。

5月29日に行われた、ぱあとなあ新潟全体会での伝達を中心に行い、会員へ個別に受任の相談等があったとしても申立支援をしている機関から事務局に推薦依頼をかけてもらい、受任依頼を受けて会員が一件ごとに受任立候補届を事務局に提出するといった受任コーディネートの流れを確認した。受任する場合は、一件ごとに会員が所属する機関にも受任の可否の確認をしてほしいこと、また地区委員で検討する際には、会員が所属している法人と被後見人等の関係性から被後見人等立場となって言うべきことを言えるかどうか、利害関係の有無等の把握したい点を確認した。実際の活動場面での利益相反について注意喚起し、利益相反の可能性がある場合は家庭裁判所に相談が必要になることを確認した。

参加者からは、被後見人等が会員の所属する法人のサービスを利用する場合は、会員は法人と雇用関係にあり利益相反が発生する為、交代することが望ましいとの意見がある一方で、離島でありサービスの選択肢が少ないとや、交代可能な受任者が限られることもあります、完全に利益相反を回避することは難しいとの意見があった。また、法人後見では、自法人のサービス提供事業者と契約書の代表者が同一となる為、後見人等の交代や事業所を変更するなどの対応をとることもあるが、代替可能なサービスが無いこともあります、家庭裁判所から許可される場合もあるとの情報提供もなされた。

後見活動の際には、施設利用や住宅の賃貸契約の際に保証人の記載を求められたり、後見人としての名前とは別に本人の名前と印鑑を求められる場面が依然としてあるとの意見があった。それに対し、家庭裁判所に相談し、保証人を求められる理由が確実な支払いの履行であれば、預金に余裕があることを伝えて交渉してはどうかと助言され、実際に交渉することができたとの意見もあった。

当初予定していた時間を超過してしまったが、関係機関への対応について等、意見交換・情報共有の機会になった。

（報告者：ぱあとなあ佐渡地区運営委員 海老由紀・佐々木伸一郎）

## ～新潟地区における試行的取り組み～ 後見人等の交代（リレー）スキームについて

後見人等を受任している会員が、自身および家族等の直面する状況下において適切な後見活動を継続することに困難が予想される場合に、被後見人等に不利益を生じさせないための「交代（リレー）」の仕組みについて、新潟地区会員（新潟家裁本庁管轄事案）を対象として試行的に取り組むことといたしました。

本スキームを活用して概ね1年以内に他会員への受任交代を図り、被後見人等の安定した生活の継続と権利を護ること、また、会員の過度な負担を軽減し不安なく後見活動を行えるよう支援するものです。

利用対象は当面、ぱあとなあ新潟地区会員とし、事案は新潟家裁本庁管轄のものとなります。

被後見人等の当面の生活課題が解決していること、被後見人等やその支援チーム（被後見人等の家族・親族含む）が交代に納得・了解していること、家庭裁判所が交代について了解していることなど、本スキームの利用には複数の利用条件を設定しており、また、利用申込内容をぱあとなあ新潟地区運営委員により確認し、利用の可否を審査します。

本スキームの詳細（利用条件や利用方法）については、当会ホームページの会員専用ページ（「ぱあとなあ新潟」のページ）に掲載しています。

# ぱあとなあ名簿登録者のみなさまへ ~8月度の定期活動報告の時期になりました

ぱあとなあの後見人等名簿登録をされている皆様におかれましては、以下の通り、定期報告（8月報告）をお願いいたします。

- 今回の8月度定期報告では、2022年7月末日時点での活動をご報告ください。
  - 2022年7月末日時点で受任0件（ケースを受任していない）の名簿登録者にも、必ず提出いただく様式があります。
  - 提出締切は2022年8月末日（8月31日必着）です。厳守でお願いします。
- ※メール、FAXでの提出は不可としておりますので、新潟県社会福祉士会事務局へ、郵送または持参にてご提出をお願いいたします。
- 様式は最新のものをご使用ください。最新の報告書様式、記入の手引き（記入についての注意事項）は当会ホームページの会員専用ページからダウンロードしてください。
- ※ホームページからのダウンロードが困難な場合、報告書の様式は「ぱあとなあ新潟」事務局から郵送やメールで提供しますので必要な方はいつでもご連絡ください。

## 2023年度役員改選にともなう選挙管理委員を募集します

「公益社団法人新潟県社会福祉士会役員選出規則（以下、「役員選出規則」）」及び「公益社団法人新潟県社会福祉士会役員選出細則」に則り、2023（令和5）年6月から2年間の新理事候補者を選出するため、2022（令和4）年12月頃に理事立候補者の公募を行なう予定です。

これに先立ち、役員選出規則第7条および第8条に規定している「選挙管理委員」3名を公募いたします。

新潟県社会福祉士会役員選出のための選挙管理委員に応募される方は、下記期間内に応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、Eメールにて事務局へご提出ください。

### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 公募内容   | 2023年度役員選出にかかる選挙管理委員会委員 3名   |
| 2. 任期     | 委嘱日（2022年11月理事会）から会員定時総会（2023年6月）当日まで  |
| 3. 公募受付期間 | 2022年9月1日（木）～2022年9月30日（金）   |
| 4. 応募用紙   | 今回の事務局によりに同封の用紙をご使用いただくか、当会ホームページの「会員専用ページ」からダウンロードしてください。   |
| 5. 申込先    | 新潟県社会福祉士会事務局<br>〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2新潟ユニゾンプラザ3階<br>FAX: 025-281-5504<br>Eメール: njacsw@poplar.ocn.ne.jp |

なお、2022年11月の理事会を以って選挙管理委員会の編成を実施し、ホームページにその氏名を公表します。どうぞよろしくお願いいたします。

※（参考）公益社団法人新潟県社会福祉士会 役員選出規則

#### （選挙管理委員会）

第7条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員定数は、3人とする。
- 3 選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、立候補の受付および審査を行い、理事会において選出された外部理事および監事候補者と併せて、立候補者名簿を整え、総会に提出する。

#### （選挙管理委員）

第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、定数を超えた場合には抽選により選出、定数に満たない場合にはその不足する人数を理事会の推薦により決定し、会長が委嘱する。

- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
- 3 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は、役員選任を行う総会の当日までとする。
- 6 第1項により選出された選挙管理委員の名簿は、会長が会員に公表する。

# 刑務所での面接の現状や課題

新潟県地域生活定着支援センター センター長 本多 崇人

新潟県地域生活定着支援センターの本多です。今回は刑務所での面接の現状や課題について、ご紹介したいと思います。きっと皆さんイメージだとドラマで出てくるようなアクリル板越しの面接をイメージする方も多いかと思います。実際はそうではなく、アクリル板は基本ありません。部屋の広さは刑務所によって、異なりますが、地域での面接と刑務所での面接には以下の違いがあります。

## ◎地域での面接と刑務所での面接の違い

	地域での面接	刑務所での面接
① アポイントメント	事前に連絡して調整	事前に刑務所等に連絡して調整するが、対象者へは面接の直前まで教えられない
② 参加者	対象者、その家族	対象者、福祉専門官（刑務所社会福祉士等）、刑務官
③ 時間	場合による	概ね1時間程度
④ 椅子等	場合による	対象者はパイプ椅子、支援者は社長のような椅子が多い（刑務所による）
⑤ 対象者との距離	普通の会話する距離	1.5m～2m
⑥ 身だしなみ（化粧・髪型等）	人による	対象者は化粧ができない。 男性は坊主、髪は染められない。
⑦ 飲食	できる	できない
⑧ 携帯電話、タブレットの持ち込み、使用	あり	なし
⑨ 監視カメラ	なし	あり

※その他にも「気をつけ、礼、番号と名前」と刑務官からの号令で面接が始まることなど違いはあります。

このような状況下での面接となるため、対象者との信頼関係づくりや主訴を聞き取ることが非常に難しいです。

例えば①アポイントについて、急に呼び出しを受けて、面接となるため、対象者自身が状況を把握できないまま、インタークの面接が行われます。よって、センターの役割や面接の目的を伝えることや話しやすい雰囲気づくりなど通常以上に配慮が必要になります。

また、②参加者についても言い方は悪いかもしれません、刑務所職員の監視付きの面接となります。私たちも思っていることを正直に話してよいことや面接で話した内容等で罰を受けないことなど説明は行いますが、それでも主訴を聞き取ることは難しいと感じています。

そして、④椅子等については椅子のグレードから支援者が上で対象者（受刑者）は下といった構図になっており、対等な関係でない中で信頼関係を作らなければならないのです。

なお、対象者は高齢であったり、障がいがあつたり、児童虐待、いじめ被害、就労で厳しく叱られた経験などがあり、さらに社会的にも孤立した環境下で生活をしてきた方が多く、そもそも信頼関係づくりが難しい方たちですので、難しさを感じます。

以上のことから刑務所の面接の現状や課題について、対象者像の課題もありますが、環境面の課題も多くあると言えます。次回は、刑務所での生活について、ご紹介予定です。

## 生活支援班

### 「今さら聞けないひきこもり支援のこと」再々延期について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて2022年2月の実施から、7月31日へと延期して準備を進めておりました標記研修ですが、昨今の爆発的な再拡大を受けて担当部門の運営委員会にて改めて検討し、「実施時期を再度延期する」ことで決定いたしました。

参加を楽しみにしていただいておりましたみなさまには、再度の延期となりますことを深くお詫び申し上げます。

本研修を担当する『生活支援班』では、「社会福祉の分野を広く見通し、あらゆる生きづらさを抱える人々への支援を考え、支援スキルを向上できる研修を企画する」ことを活動コンセプトとしております。

今回の「ひきこもり支援」の研修も、対面でのグループワークをメインとして、参加者同士が直接交流し、お互いにエンパワメントし合える研修にしたいという強い思いから、あえてオンラインではなく集合型の開催にこだわって企画をしてまいりました。

7月31日の実施に向けて、形態を変えて実施することも検討されましたが、研修の意義や価値を減じさせたくないことから、再延期という決断がなされました。

みなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

再延期後、改めての実施時期は2022年10～12月頃を予定しています。詳細は決まり次第改めてお知らせいたします（ただし、あくまでも現時点での見込みであることをご了承ください）。

## 障害者支援班

### 「障害者の生活支援研修」(認定研修)

実施予定日：2022年12月10日（土）～11日（日）

予定会場：新潟ユニゾンプラザ

で検討中です。

### 「知的障害の理解と支援(全4回)」動画を作成しました

障害者支援班運営委員会では、一昨年度より、学生や若手のソーシャルワーカーに向けた障害者支援の基本の理解促進のための動画を作成してきました。

このたび「知的障害」についての動画（全4回）が完成しましたので、ぜひご覧ください。  
動画は1本あたり15分～20分程度です。

#### 【知的障害の理解と支援】

- 第1回 「知的障害とは？医学的視点とその病理」
- 第2回 「法令・制度から見る知的障害の定義」
- 第3回 「知的障害の特徴」
- 第4回 「知的障害者との関わりの視点」

<https://youtu.be/1XX57egz4cc>

<https://youtu.be/PgpnrGWazZE>

<https://youtu.be/Ws2CuOZIdOU>

[https://youtu.be/UxJC\\_Q-fDHo](https://youtu.be/UxJC_Q-fDHo)

## 人材育成・SV支援班

(2022年6月17日の運営委員会議にて)

- ・実習指導者フォローアップ研修を2022年9～10月に実施予定で検討中です。

## 災害支援班

(2022年5月11日の運営委員会議にて)

- ・昨年度実施したBCPに関する研修の続編（フォローアップ、または通所施設編）を2023年2月頃実施予定で検討中です。
- ・発災時の役員、事務局等がスムーズに連絡を取れる手段としてLINEグループの活用について検討中です。

**虐待対応  
委員会**

## 7/29虐待対応研修「ナラティヴ・アプローチー虐待対応における養護者との対話への活用ー」について(御礼とお詫び)

2022年7月29日（金）に開催する標記研修について、おかげさまで大変多くの方からお申込みをいただき、申込締切日を待たずに早々に申込数が定員を超過いたしました。本当にありがとうございました。申込をお断りをさせていただいた方には大変申し訳ございませんでした。

7月22日時点で88名の方に受講いただく予定となっています（当初定員80名）。研修実施の様子は、次回事務局だより（10月発行予定）でご報告する予定です。

福島県  
生活再建  
支援拠点  
コランショ  
新潟

## 福島県からの避難者向けの出張相談やミニワークショップを各地で開催しています

東日本大震災により福島県から避難している方を対象に、県内各市町村と連携して、出張相談や、避難者同士の交流の機会となるようミニワークショップを開催しています。

### 【ミニワークショップの内容（予定含む）】

木工細工、手芸（パッチワーク、コサージュ作り）、子ども向け学習支援など  
\*出張相談、ミニワークショップの予定は、コランショ新潟のホームページ、Facebookでもお知らせしていきます。会員の皆様のお近くに対象の方がおられましたら、お声がけいただければ幸いです。

## 会員のみなさまへ（事務局からのご連絡事項等）

### ■メールアドレスのご登録をお願いいたします

当会では、メールアドレスをお知らせいただいている会員のみなさまへ、研修案内やホームページ更新情報など会からのお知らせやご連絡事項を、随時電子メールで配信しております。

新たに電子メールでのお知らせを受け取りたい方、メールアドレスを変更したい方は、下記の通りメールアドレスのご登録をお願いいたします。

#### 【メールアドレスご登録（変更）方法】

[njacsw@poplar.ocn.ne.jp](mailto:njacsw@poplar.ocn.ne.jp) へ、登録したいメールアドレスからメールをお送りください。その際、メール本文にて氏名・会員番号をお知らせいただき、メールの件名は「メールアドレス登録希望」としてください。

### ■ご住所・お名前・ご勤務先等の変更が生じたら

お名前やご自宅のご住所、ご勤務先の変更が生じた場合は、新潟県社会福祉士会事務局までご連絡をお願いいたします。

特に、ご自宅住所が変わられた場合、変更の届け出がないと当会や日本社会福祉士会からの送付物が届かなくなってしまいます（事務局だより等の発送は、主にヤマト運輸のメール便を使用しているため、郵便局への転居届による転送の対象外となります）。

お名前・ご自宅住所・勤務先が変更になった場合、以下の点にご注意の上ご連絡ください。

お名前が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在登録されているお名前と変更後のお名前</li> <li>年会費振替口座で口座名義の変更の有無（変更前の場合変更後にも一度ご連絡ください）</li> </ul>
ご自宅住所が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しいご住所（郵便番号もあるとよりありがたいです）</li> <li>固定電話をお使いの場合、住所変更後に番号の変更があるか</li> </ul>
ご勤務先が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しいご勤務先、勤務先住所、電話番号</li> </ul>

ホームページの「お問い合わせフォーム」からのご連絡でも結構です（会員登録した内容に変更がある場合、「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせ内容の欄に、変更する項目をご記入のうえ、送信してください）。

# 会のスケジュール

※2022年7月11日現在の予定です。日時、会場等は変更になる場合があります。  
※新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、中止・延期となる場合があります。

当会ホームページに年間予定カレンダーを掲載し、随時更新しています。 <https://csw-niigata.com/>

(HOME>当会について>会の概要>年間行事カレンダー)

## ◆2022年9月

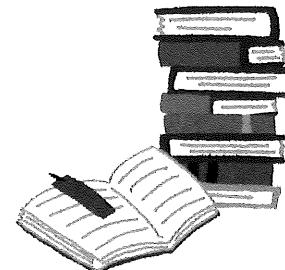
日程(曜日)	時間	内容	会場・方法
3日(土)	9:00~15:15	成年後見人材育成研修④	ユニゾンプラザ
7日(水)	9:45~16:20	福祉関係者のための成年後見・権利擁護講座(基礎編)	zoom
8日(木)	10:00~12:00	事務局会議	事務局
10日(土)	9:15~16:45	国家試験受験対策講座③	zoomおよびユニゾンプラザ
15日(木)	14:00~16:00	総合企画会議	事務局
17日(土)	9:30~17:00	基礎研修Ⅲ⑤	zoom

## ◆2022年10月

日程(曜日)	時間	内容	会場・方法
3日(月)	9:30~15:30	福祉関係者のための成年後見・権利擁護講座(実践編)	ユニゾンプラザ
8日(土)	9:30~17:00	基礎研修Ⅲ⑥	zoom
9日(日)	9:30~15:30	基礎研修 I ②	zoom
13日(木)	10:00~12:00	事務局会議	事務局
15日(土)	9:30~15:30	全国統一模擬試験	ユニゾンプラザ
20日(木)	14:00~16:00	総合企画会議	事務局
22日(土)	9:30~16:30	基礎研修 II ⑥	zoom
23日(日)	9:30~16:30	基礎研修 II ⑦	zoom
23日(日)	9:15~16:45	国家試験受験対策講座④	zoomおよびユニゾンプラザ
28日(金)	18:30~20:30	内部役員会	zoom
29日(土)	午後	高齢者支援班・下越地区勉強会	zoom

## ■最近当会に届いた刊行物■

- 民事法研究会  
「実践成年後見No.99(特集:虐待対応における養護者支援と成年後見)」
- 全社協  
「月刊福祉7月号(特集:包括的支援体制のこの先)」  
「月刊福祉8月号(特集:地域における公益的な取組を広げ深める」
- 公益財団法人介護労働安定センター  
「30年の歩みとこれから」(2022年6月)



※その他、定期購読している「福祉新聞」(週間)、各都道府県社会福祉士会が定期発行している広報紙、福島県避難者支援団体へ送付される福島県の新聞「福島民友」「福島民報」などがあります。いずれも、事務局でいつでも閲覧可能です。

## 編集後記

個人的に毎年7月のソーシャルワーカーデーイベントを終えると、夏も折り返しなあと感じます。お盆がきますね。

ここ数年のうちに祖母や父、義父母など、身近な人たちを続けて見送りましたが、そうすると、お盆に帰ってくる人数も多くなるので、キュウリのお馬さんもたくさん必要だよね、いっそ大根とか大きな野菜で大人数乗れるものを作らるか、カボチャの乗り合い馬車か…などと考えています(は)

